

	令和7年度第3回鎌倉市地域福祉計画推進委員会 議事録
開催日時	令和7年（2025年）11月21日（金）午後2時～午後4時
開催場所	鎌倉市役所 2階 201会議室
出席者	川上 富雄（駒澤大学文学部社会学科教授） 小泉 裕子（鎌倉女子大学短期大学部教授） 田島 重雄（鎌倉市自治町内会総連合会副会長） 千代 美和子（鎌倉市民生委員児童委員協議会会长） 奴田 不二夫（みらいふる鎌倉相談役） 平田 はる奈（鎌倉市障害者支援協議会全体会員） 田中 良一（鎌倉市社会福祉協議会常務理事） 山口 重久（公募市民） 脇田 美帆（公募市民） 近藤 壽子（公募市民） 鈴木 夏華（鎌倉市基幹相談支援センター）（臨時委員） 深見 勝弘（湘南きょうだいの会代表）（臨時委員）
傍聴者	あり 1名
事務局	矢部 健康福祉部次長兼福祉総務課長 内藤 福祉総務課課長補佐 山田 福祉総務課福祉政策担当
会議次第	1 開会 2 議事 （1）【報告】これまでの振り返り （2）【協議】計画の素案およびパブリックコメントの実施について （3）【報告】今後の進め方について （4）その他 3 閉会
配布資料	資料1 鎌倉市地域福祉計画（令和8年度（2026年度）～令和15年度（2033年度））策定スケジュール 資料2 【協議資料】鎌倉市地域福祉計画（令和8年度（2026年度）～令和15年度（2033年度））の素案（案） 参考資料1 令和7年度第2回鎌倉市地域福祉計画推進委員会議事録 (机上配布) ・令和7年度鎌倉市地域福祉計画推進委員会名簿 ・令和7年度第3回地域福祉計画推進委員会座席表

会議の結果及び主要な発言	
	1 開会
事務局 (内藤)	<p>事務局から事務連絡等</p> <p>本日はお忙しい中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、令和7年度第3回鎌倉市地域福祉計画推進委員会を開会いたします。私は、事務局の内藤でございます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>本日は、鎌倉市地域福祉計画推進委員会の委員総数12名中、出席委員12名のため過半数に達しております。本委員会条例施行規則第3条第2項により本委員会は成立することを最初にご報告させていただきます。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>議事進行につきましては、川上委員長にお願いをしたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
川上委員長	<p>本計画策定も佳境に入ってきておりまして、パブリックコメントのための素案公表直前の内容確認となります。</p> <p>今後の事務手続きを確認したうえで、修正等を審議させていただますが、大体の骨格と事業の内容について、皆さんからご確認とご意見を賜る場とさせていただこうと思います。</p> <p>短い時間ですが、円滑な進行にご協力のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>議事に入る前に「会議の公開について」事務局の方からご説明をいただければと思います。</p>
事務局 (内藤)	<p>本日会議の公開については、記録のために録音と撮影をさせていただきます。委員の氏名、議事録、写真を後日市のホームページに掲載する予定でございますので、ご了承ください。なお、内容については、掲載前に皆様にご確認をいただきます。</p> <p>また、鎌倉市審議会等に関する指針第5条の規定に基づき、事情がある場合を除き、会議は公開することとしておりますのでご了承ください。会議の開催を公表いたしましたところ、本日は委員会の傍聴に1名の方がお見えになっております。傍聴を認めたいと思いますが、委員の皆様にご意見をいただければと思います。</p>
川上委員長	傍聴1名の方をお認めいただけますでしょうか。
委員	<意見なし>
川上委員長	それでは、本日の傍聴者の入室を認めます。
	<傍聴者入室>
事務局 (内藤)	<p>傍聴の方、大変お待たせいたしました。</p> <p>机の上に、本日の資料と注意事項の記載がありますので、ご確認ください。</p>
事務局 (内藤)	それでは、本日の資料についての確認をさせていただきます。お手元に資料がない場合は挙手にてお知らせください。

	<p>まず資料1です。鎌倉市地域福祉計画、令和8年度から令和15年度までの策定スケジュール、資料2鎌倉市地域福祉計画の素案、参考資料1第2回の委員会議事録、また机上に、計画素案変更点、名簿、席次を配布しております。</p> <p>計画素案の変更点につきまして、大きな修正は、【第5章】の主な取り組みで、関連する取組と所管課と関連する計画が位置づけられている表がありますが、この位置づけの計画がまだ調整が整っていないことから、パブリックコメントの素案からは省略させていただきたいと考えております。本日も皆様のお手元に、すでに丸や四角がありますが、この位置づけ自体がもう変わっていくということをご説明させてください。</p> <p>もう1点、【第5章】につきまして、記載のミスをご指摘いただいております。87ページに違う担当課が入っていましたので、本日机上にて差し替えをお配りしております。</p> <p>また、参考資料3の9ページ目の会員のご発言に誤字がございました。「海岸」のところが「海外」になっておりますので、後日修正させていただきます。</p> <p>資料の説明は以上です。</p>
川上委員長	<p>それでは、議事に入っていきたいと思います。</p> <p>次第の議事（1）【報告】これまでの振り返りについて、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局 (内藤)	<p>資料に則って、これまでの振り返りについてご報告を申し上げます。</p> <p>資料1の策定スケジュールをご覧ください。</p> <p>8月29日に行いました第2回委員会から本日第3回までの主な動きを説明いたします。第2回では計画の構成、体系図につきまして、具体的な施策までご議論いただきました。その後、事務局で所管課の具体的な取組、詳細につきまして府内照会し、取りまとめを行いました。10月中旬にはその取りまとめ後の取り組み一覧を一度委員の皆様にご確認いただきまして、そのご意見を踏まえ、取組内容、所管課及び関連計画の運営などを府内照会再度しております。この度、素案の【第5章】に一部を反映してございます。その後、【第1章】から【第5章】までの内容を整理の上、計画素案を作成いたしました。それを元に、10月30日府内連絡会にて、意見交換を行い、その内容を踏まえ素案を作成してございます。事務局からは以上です。</p>
川上委員長	<p>前回の委員会から、事務局では細部の事業ごとのKPIにあたるもののが整理をしていただいて、内部での調整をしていただいているところです。</p> <p>今まで取り組んできた進め方についてご意見ご質問等があればお出しいただければと思います。進め方についてですから、よろしいでしょうか。</p>
委員	<承認>

川上委員長	それでは、承認いただいたということで、次に行きたいと思います。議事（2）【協議】計画の素案およびパブリックコメントの実施について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局 (内藤)	<p>資料2計画素案をお手元にご準備ください。</p> <p>素案の全体説明につきまして、委員会資料とは別に計画の概要資料を作成しておりますので、モニターに表示のうえ、説明します。</p> <p>まず、全体説明に入る前に計画素案の全体構成についてお話しします。素案の目次をご覧ください。素案の構成は、【第1章】から【第5章】までとなっております。3月完成予定の計画書には、この他に【資料編】も追加されることとなっております。</p> <p>【第1章】計画の概要、【第2章】地域福祉を取り巻く現状と課題、【第3章】計画の構成、【第4章】評価システムと推進体制、【第5章】具体的な取組の紹介となっております。</p> <p>委員の皆様にご確認いただいた具体的な取組につきましては、【第5章】に記載しております。主な取組に関しては、市民性を良くするために、取組を課ごとに並び替えており、基本的には機構順ではありますが、福祉の計画ということで、健康福祉部の取組を上にしてあります。</p> <p>更に、他の関連計画で既に評価されている取組について、評価の重複を回避するため、管理対象の取組とはそれぞれ表で分けて、一目でわかるようにしておりますが、この記号の整合性がまだ取れていない等、取組の最終的な整理については、パブリックコメントを挟みまして、第4回委員会での協議が必要となります。</p> <p>一旦パブリックコメントの素案からは、この位置づけの部分は削除させていただければと考えております。</p> <p>それでは、計画の概要資料について、ご説明させていただきます。</p> <p>まず、現行計画における現状と課題についてです。</p> <p>素案は、お手元の資料の45ページになります。まず、地域全体の課題としましては、人と人とのつながりが希薄化し、地域における支え合い機能が低下しており、担い手や居場所の創出、災害に備えた支え合い体制の整備など、地域住民が主体となった活動への支援の必要性が増しているといった状況が挙げられます。</p> <p>次に、福祉の支援における課題といたしまして、本市では、複雑化・複合化した生活課題に包括的に対応するため、令和4年度から重層的支援体制整備事業を開始しておりますが、支援関係機関同士の連携など、いまだに十分ではない点もあるため、引き続き推進していく必要があるような状況でございます。</p> <p>更に、本市では、ひきこもり支援やケアラー支援、孤独孤立対策など、制度の狭間の問題に取り組んでいるところでございますが、この他にも再犯防止の取組や成年後見制度の普及など、制度の狭間を作らない伴走型の福祉支援及び権利養護の推進は、ますます必要な状況となつてございます。なお、現在までに取り組まれてきた現行の地域福祉計</p>

	<p>画に紐づく共生社会の理念に基づいた各種事業等につきましては、素案の17ページに表にて時系列で記載をさせていただいております。次に、新たな計画の概要について、ご説明いたします。</p> <p>基本理念は「すべての人が、安心して・自分らしく・ともに暮らせるまち かまくら」でございます。</p> <p>こちらに設定した理念の背景は、素案の1ページに記載してございます。</p> <p>計画の目標でございます。素案では、46ページから47ページの記載でございます。現行計画で定めている6つの目標を再編し、【目標1】地域で安心して暮らし、活動できるまちづくりの推進、【目標2】包括的な支援体制と協働ネットワークの構築、【目標3】制度の狭間をつくらない福祉支援と権利擁護の推進の3つの目標といたしました。また、一体的な計画としまして、【目標2】に重層的支援体制整備事業実施計画を、【目標3】に生活困窮者自立支援計画、再犯防止推進計画及び成年後見制度利用促進計画を包含いたします。</p> <p>内包する各計画の詳細につきましては、【第5章】の目標の下に載せてございます。</p> <p>取り組むべき施策の方向性についてです。【目標1】では、①誰もが安心して暮らせる地域づくりに向けた支援、②地域における活動機会・人材育成・居場所の創出、③住民・多様な主体の参画による地域福祉活動と支えあいの仕組みづくり、【目標2】では、①包括的な相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援の体制づくり、②府内・関係機関の連携体制の強化と重層的支援の推進、③情報共有とICT活用による支援基盤の整備、【目標3】では、①既存の制度やサービスが届きにくい人へのセーフティーネットの強化、②制度や分野の狭間にある課題への領域横断的な対応の推進、③ケアラーへの支援、④全世代・多様な人の自立と居住を支える地域づくり、⑤権利擁護にかかる専門性の向上と支援制度の理解促進、⑥福祉を支える人材の育成・確保（福祉専門人材）としております。</p> <p>次に、新たな計画を推進するための工夫につきまして、3つのポイントをご説明いたします。まず、(1)目標と具体的な取組の相関の整理についてです。素案では、46ページから49ページの記載となります。図の通り、現状と課題を明確化するとともに、取組と目標を結ぶビジュョンを設定するなど、目標と具体的な取組との相関を整理してございます。</p> <p>次に、(2)評価システムの更新についてです。素案では、50ページからの記載となります。新たな計画では、計画の評価システムを更新し、他の関連計画で既に評価されている取組の重複評価を避けつつ、目標ごとに「評価参画者」、「評価の視点」、「評価方法」を明確にいたします。更に評価にあたりましては、住民や関係者、専門職の経験や声を通じて、プロセスや関係性の変化といった質的な評価も可視化しつつ、あらかじめその評価方法を明確にした上で、関係者で取り組んで</p>
--	---

	<p>参ります。</p> <p>なお、表に記載の「評価参画者」、「評価の視点」、「評価方法」は例として挙げており、まだ確定しているものではありません。今後頂戴したご意見を踏まえながら、第4回委員会での議題としつつ、策定までに検討して参ります。</p> <p>次のページ、市社協「地域福祉活動計画」との連携についてです。素案では12ページに、計画の期間としての記載がございます。市社会福祉協議会と連携し、市と市社協の両者で、効果的かつ総合的に地域福祉を進めていくにあたり、市社協が策定する地域福祉活動計画（通称：かまくら支えあい福祉プラン）との連動性の向上を図る必要があると認識してございます。</p> <p>そのため、新たな計画の計画期間を8年とするとともに、市社協の地域福祉活動計画の計画期間の満了に合わせ、3年後に市の計画の中間見直しを行います。</p> <p>次に今後のスケジュールです。本日のご協議を踏まえまして、パブリックコメントの素案を検討します。その後、12月上旬からパブリックコメント、庁内意見募集を開始いたします。それらの結果を踏まえまして、計画素案の修正等を行い、第4回委員会で皆様に諮った後、令和8年3月末の施行を予定してございます。以上説明を終わります。</p>
川上委員長	<p>事務局から素案の概要についてご説明をいただきました。</p> <p>皆さんの方からお気づきの点やご意見ご質問等があれば、ご発言願います。</p>
山口委員	<p>ご説明ありがとうございます。</p> <p>以前に事務局からメールで確認があった取組一覧について、返事を差し上げたのですが、それはどこに入っているのでしょうか。</p> <p>どこに含まれているのかお伺いしたいです。</p>
事務局 (内藤)	<p>皆様からいただいたご意見は、取組一覧に対するご意見となりまして、取組一覧については今回の委員会の資料とはしておりません。取組一覧で全体を見渡した上で、その概要や大切な要素を計画に反映しております。</p> <p>一方、ご確認いただいた取組一覧の一部は、来年4月以降実際に計画の運用が開始したときに、所管課がそれを基に自分たちの取組を点検していく評価シートに変わっていきます。ただし、この評価シートは計画書の中には盛り込まれずに、運用のための資料として庁内で使われているところになります。</p> <p>皆様から、取組一覧について様々なご意見をいただいておりまして、例えば、この取組があるならば、新しくこの取組を作ってはどうか、もう少し内容を現状に合わせて更新したらどうか等あり、この計画の素案と並行する形で庁内で検討を進めています。</p> <p>山口委員からのご指摘は、説明の中で、目標を実際に進めていくにあ</p>

	<p>たっての文言が適切ではないのではないかというご意見だったと記憶しておりますが、そちらにつきましては、一覧表には修正して落としております。</p> <p>一方で、【第5章】では、取組一覧の全部が反映されている訳ではないので、全体像が見えづらい部分もあるかと思います。</p> <p>取組一覧等は、今後の評価の対象になっていきますので、具体的には第4回の委員会での議題とさせていただければと思います。</p>
山口委員	【第5章】主な取組で計画に沿った番号が表記されておりますが、取組の詳細は、別資料としてあり、取組実施の段階で使われるものであることを理解しました。
事務局 (内藤)	そのほか、主な取組の表記の仕方についてなどのご意見は、本日いただければと思います。
山口委員	素案の 50 ページ、【第4章】のところで、「支援のプロセスや関係性の変化といった「質の変化」も可視化していきます」とありますが、「質の変化」を可視化するとはどのようにするのかという質問が必ず出ると思います。「可視化」という言葉は単純に使い易いですが、納得感があるものをやらないといけないのでないかと思っておりましたが、何かお考えがありますか。
事務局 (内藤)	「質の変化を可視化」という表現については、庁内連絡会でもご意見をいただいたところです。「可視化」は、文字として書くことを「可視化」と呼んでおりますので、量的な評価というのが数字で表されるのに対して、質的な評価は、説明として表されるので、記述し説明していく方向性であります。
川上委員長	内部でもご指摘をいたしているということなので、「可視化」という表現を変えた方がいいのでしょうか。
山口委員	市民から見た時に分かればいいと思いますが、「可視化」というままだと、質問が出ると思います。
川上委員長	おそらく、行政から出すものは、中学生の学力でも読める内容を基準に作るべきだと思いますが、既に定量評価や定性評価という言葉が中学生レベルでも理解できるのかなと思います。 少し専門性が高いところに入り込んでいるような気もしますが、印を付けて、用語説明を入れた方がいいのではないかと少し思いました。他の委員もご意見等あればお願ひします。
田中委員	前回の委員会でカタカナ表記が難しいので、注釈をつけるということだったと思いますが、この素案を見ると、注釈がどこにあるのかわかりません。また、前回の委員会で皆さん色々な意見をお出しいただいて、事務局の方で検討するということでしたが、その結果がどう反映されているのかがわからないので、できれば意見に対して事務局はこう考えているという一覧表みたいなもので示していただけると分かり易いと思います。 次回からそのような形にしていただけるように検討していただきたい

	いと思います。
川上委員長	貴重なご意見だと思います。資料編については、まだ作成途中ということですが、計画書が出来上がる時には、用語集を後ろに付けていただかないと、おそらく重層的支援体制整備事業みたいなものでも市民にはわからないと思います。 他にはいかがでしょうか。
近藤委員	素案を開いて、最初に基本理念が出てくるのですが、5段落目のところを一番メインに書くべきではないかと思います。 最初に基本理念と書いてあるのに、初めに鎌倉市総合計画という言葉が出てきて、次の段落で問題点が指摘されています。 そして、次の段落で条例の話が出てきて、次の段落ではこの計画のアンケートを取りましたという話になります。 この4つの内容は、基本理念に被さってはいますが、基本理念ではないので、最後の5段落目のところを最初に持ってきた方が分かり易いと思います。 基本理念は、重要なキャッチコピーみたいなものなので、最初から鎌倉市総合計画から始めると、読み進めていくと、これ必要ないと思ってしまいます。でも書かれている文章は間違っておらず、次のページを見ていくと、ちゃんと書かれているので、これを最初に持ってきて基本理念を掲げるのではなく、最初に基本理念はこうだと出した方が分かり易いのではないかと思います。
川上委員長	その部分については、リード文が長すぎるのではないかという話と受け取りながら聞いていました。これを書くのであれば、「はじめ」の方がいいかもしれません。
近藤委員	文章的にも、それぞれ段落ごとに違うことが書いてあり、繋がっていないので、構成は検討した方が良いと思います。
川上委員長	事務局いかがですか。
事務局 (内藤)	本日皆様からいただいたご意見について、すぐ修正できればパブリックコメントの素案として反映させることができますと想いますが、抽象的な内容ですと修正が間に合いませんことをまず初めに申し伝えさせていただきます。しかし、今のご指摘については、急ぎ対応しなければいけないと思います。確かに、「はじめに」の形に近いと思いますので、例えば、1番最後の段落の「以上の観点を踏まえて」を削除した上で、この4行だけを基本理念という形にした方が誤解がないのではないかとお話を伺って思いました。
事務局 (矢部)	補足ですが、今のスケジュールを踏まえてのところですが、大きく構成を変えるかどうかについては、検討させていただきたいと思います。 先ほど言った通り、「はじめに」という形でこの資料自体を作っていくということを受け止めたいと思います。元々、総合計画という上位計画があり、「かまくら」というまちが目指す目標があり、福祉の分

	野においては、このようなまちを目指しますという建付けをしております。そのような形にするのか、あくまでもこの計画として「はじめに」として説明をしていくのか、もしくは、この計画とはどういうことなのか、理念とはこうだと示すのか、どちらかによって書き方が変わってくると思います。「はじめに」という形であれば、文言の修正が必要になりますが、この形でということも有り得ると思います。構成として基本理念をどのように考えるのかを打ち出した方がいいのか、「はじめに」的な形で紹介させていただくのがいいのか、方向性をいただければその方向に対して修正をさせていただければと考えます。
川上委員長	ご指摘を伺いながら思ったことは、(1)基本理念という小見出しの中に、総合計画や巡る状況や条例の話が出てくるので、(1)はじめに、とすると、リード文として消す必要はないと思います。それで、1番下の段落の「以上の観点を踏まえて」の上に、(2)基本理念を入れてもいいのではないかという気もします。 基本理念から読みたい人は(2)に飛んでしまってもいいという話だと思います。以下、(3)(4)をずらしていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。そのような感じで分けていただくといいと思います。
近藤委員	書面のデザインは、委託をしているのでしょうか。それとも職員が作っているのでしょうか。
事務局 (矢部)	計画書の製本自体を委託しております、委託業者と意見交換しながら作っております。表などは、現行計画に記載のものをベースに作っています、そのような意味で、今の計画を基にして作っているというイメージになります。
近藤委員	文章を読んでいると、よく考えられていると思いますが、それを補足する図がわかりにくいと思います。 具体的に言うと、まず3ページ目の横断的視点のところが空欄になっていますが、目標（1）、（2）（3）と横断的視点を図にして表現すると分かり易いと思います。 また、14ページの地域福祉計画における圏域の考え方のところで、この文書を図にしていますが、吹き出しが回りについていることで、逆に分かりにくくなっているので、作り直した方がいいと思います。この吹き出しを右側に寄せるなどした方が分かり易いと思います。 次に、38、39ページの調査結果ですが、文章を読むとタイプAのところを知りたいのに、どうしてBのところだけが黒字になっているのかと思います。それから、小さい評価点について、（ア）や（イ）などが付けられたのですが、これを下の項目に照らし合わせることは大変ではないかと思います。例えば、38ページのAのところは、（オ）だけが選出されていますが、下の項目の（オ）のところの右側にAと表記すれば、Aと（オ）が繋がって、分かり易いので、そのようなや

	<p>り方もあるのではないかと思います。</p> <p>それから、48、49 ページの計画内容の構成（本計画書の読み方）ですが、表現として、「計画内容の構成」というよりも、「本計画書の読み方」にしていいのではないかと思います。</p> <p>見比べた時に、これが本文に入っているのか、それとも読み方の説明なのか分からなかったので、【第4章】のところを、四角で囲うなどした方が良いのではないかと思います。</p> <p>それから、52 ページの図で、3つの目標のところが紙が3つ重なっているような感じであったり、取り組むべき施策の方向性のところで、たくさん重なっているということを表していると思うのですが、何を表しているかが分かりにくいと思います。大雑把に作ってあるように感じるので、46 ページから 47 ページの表と形を対応させるとまだ分かり易いのではないかと思います。</p> <p>ですので、全体的にもう少し図に工夫をしてもらえると見やすいと思います。文字で分かる人と、図で分かる人がいますし、それも1つのバリアフリーだと思いますので、丁寧に図を作ってもらえると、より一生懸命作った計画が伝わりやすくなると思います。</p>
川上委員長	<p>大変細かいところ、かつ重要なところだと思います。</p> <p>前の計画からの流れがあるので、分かったようなつもりで見逃していたところにご指摘をいただきました。</p> <p>事務局とコンサルさんで相談しながら、デザインも含めて検討していただきたいでどうか。今の助言を踏まえて、再検討していただければと思います。</p> <p>他の方はいかがでしょうか。</p>
鈴木委員	<p>単純な脱字だと思いますが、71 ページの 2 - 2 - 1 - 1 で「整備事業」、88 ページの 3 - 4 - 2 - 3 で「市社協」の修正をお願いします。それから、今更間に合うかどうかわかりませんが、ケアラー支援のところで、担当課に障害福祉課が入っているのが、障害者支援アプリの導入のところだけなのは、どのような事情でしょうか。ケアをされる側が所属しそうな担当課が書かれているように見受けられますが、障害がそこしか入っていないのは、高齢、子どもと何か違いがあるのでしょうか。</p>
事務局 (内藤)	<p>ケアラー支援条例を踏まえて、計画書の第6章でケアラー支援の取組として、新たな取組を位置づけました。その取組をそのまま記載しているので、既に行ってきたケアラー支援に係る取組を再掲するべきところが再掲されていないということだと思います。</p>
事務局 (矢部)	<p>そのような意味で言いますと、この主な取組として細かく書いていくか、もしくはケアラー支援の支援の部分については、目標で言うと2の部分、具体的な取組で言うと包括的な支援体制等の中で支援体制を充実していくというところで、それ以外のケア支援と別枠で書いてしまっていましたので、実際の支援の部分は目標2の方で見ていて記載をするか、個別の事業自体を再掲させていくかというところを検</p>

	討させていただければと思います。
鈴木委員	パブリックコメントの視点で言うと、ケアラーというところに注目する人がいたとして、障害者へのケアはケアラーに入らないのかという誤解を招くのではないかと思います。何か工夫がいると思います。もう1点、41ページに居住支援に対しての情報が掲載されているという上で、それに対しての取組を見ていくと、窓口の充実以外に見当たらぬので、例えば、セーフティーネット住宅への取組や普及支援など、既にホームページに出ている部分は反映されてもいいのではないかと思います。
事務局 (内藤)	まず、ケアラーへの支援につきましては、再掲をする必要があるものを再掲させていないという、記載の不足というご指摘だと思いますので、記載をしてまいりますが、もしかしたらパブリックコメント前までには素案修正が合わないかもしれません。 それから、同様にセーフティーネット住宅への支援につきましても、これから素案に対して庁内意見照会をしますので、今いただいたご指摘を元に、より充実させていくように対応してまいりたいと思います。
事務局 (矢部)	事務局の方で現段階で気づいたものについては、前回からのものも加えて入れておいたのですが、セーフティーネットの部分については、確実に入れていくようにしたいと思います。
川上委員長	事務局の方で精査のうえ事業項目について調整していただければと思います。 他にはいかがでしょうか。
小泉委員	53ページの(3)計画の推進体制のところで、これは今後構築したい推進体制だと思いますが、例えば、市民のところで、「課題の共有を通じて、支えあいの輪を広げます」の「広げます」が主体的に広げるという意味が伝わってこなくて、指示・命令的な文脈になっているような気がします。 市民や地域団体・ボランティアの記載でそのような印象があります。市や社会福祉協議会などは担当部署なので、「～します」という書き方でも違和感ありませんが、その辺りの文章についてはどうでしょうか。これから市民全員が包括的に自分事としてという意味合いを残すのであれば、もう少し主体性みたいな投げ方がいいと思います。
川上委員長	53~54ページにかけて、特に⑤の市民のところが刺激的な表現ではないか、表現上の工夫を配慮した方がいいのではないかというご意見です。また、ここだけではなく、市民が担う部分や役割の部分については、市民が読んでいて、こんな風に言われたくないと思われる表現にならないように、気を付けていただければと思います。これも事務局に任せるという形でよろしいですか。よろしくお願ひします。 他にはいかがでしょうか。
千代委員	88ページの3-4-3-1で、刑務所・少年院出所者を雇用する協力雇用

	<p>主への情報提供とありますが、犯罪を犯してしまった人たちに対して、福祉でどのように考えるのかという視点が、あまりないのではないかと思います。</p> <p>犯罪の件数は減っていて、被害者に対するケアや対応は数多く見られますが、犯罪を犯してしまった人というのは、分野ごとには非常に見極めににくい層で、一人になってしまふ面が多いので、包括的に見ていかないと対応できないと思います。そのような視点をもう少しいれていただくといいと思います。</p> <p>今、鎌倉では10代や20代の若い犯罪者が多いと思いますが、その人達が親御さんからも離れて、どうしても一人になってしまい、鎌倉にいられないとか、出所してきても家賃が高いので鎌倉には住めないということがあるので、住居に関する場面などでどのように受け入れるのかという視点も少し持っていただけるといいと思います。</p>
川上委員長	<p>これは担当課は生活福祉課だから、生活保護担当課ですよね。そこが中心になって協力をしていくということですが、もう少し広がりがあるもいいのではないかというご意見です。</p>
千代委員	<p>すごく包括的な視点だと思います。</p> <p>どうして受け入れてもらえず、再犯してしまい、また刑務所に行くという例が非常に多いので、どのようにケアしていくのかということが大事だと思います。</p>
川上委員長	<p>おそらく、刑務所では社会福祉士や精神保健福祉士の配置が進んでいて、地域生活定着支援事業や県社協では判断能力の低い方などは、福祉サービスに橋渡しをする取組があると思います。</p>
千代委員	<p>生活福祉課で保護司の対応はあり、確かに雇用主を見つけたりという動きはしていますが、結局住むことができず外に出ていくという話を聞くので、市としてどのような見方をしていくのか検討してもらいたいです。</p>
事務局 (内藤)	<p>ご意見の趣旨を受け止めますと、86ページになりますが、これは鎌倉市再犯防止推進計画を兼ねた計画としても位置付けておりまして、こちらに概要と趣旨と現状と課題が書かれていますが、もう少し書きようがあるのではないかというところと、③の具体的な取組として社会的地域定着を支えるという部分からも、若者の犯罪者の現状やそれに伴う課題や対応にあたっての包括的な視点が少し薄いというご意見として受け止めましたので、その辺りに対応する形で計画書を修正していきたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
川上委員長	<p>パブコメには間に合わないかもしれません、担当課と相談しながら、膨らませていただければと思います。</p> <p>他にはいかがでしょうか。</p>
田島委員	<p>87ページにゴミ屋敷の取組とありますが、空き家の取組はあるのでしょうか。先日大分県で火災があり、6割くらいが空き家で古くて燃えやすいということでしたので、空き家対策への取組も必要ではない</p>

	かと思います。また、市営住宅のバリアフリー化とありますが、担当課が学校施設課ではないと思います。
事務局 (内藤)	そちらは今日修正をしたところです。こちらのページが担当課が間違っています。大変申し訳ありません。
川上委員長	ゴミ屋敷に関連して、空き家問題への取組はこの計画で取り上げなくていいのかどうかについてはいかがでしょうか。
事務局 (矢部)	<p>空き家対策につきましては、住宅政策の中で空き家対策計画を策定しております。</p> <p>ゴミ屋敷でいうと現状の対応では、環境と福祉を連携して、福祉的なアプローチをした上で、ゴミ屋敷を解決していくという方向性になりますので、ゴミ屋敷という記載をしております。</p> <p>空き家については、福祉的なアプローチというよりは、住宅政策としてアプローチしていくという考えがあり、この計画は福祉的な施策を並べているため、今のところは入っておりません。</p> <p>空き家対策が福祉的な観点があるのかどうかというご指摘をいただいたということを踏まえて、府内関係課に照会をかけさせていただきたいと思います。福祉的な視点が含まれているということであれば、ここに載せていくという対応をさせていただければと思います。</p>
事務局 (内藤)	<p>どのような視点から位置づけるのかというご意見がもしあれば、いただきたいと思います。</p> <p>空き家があることで地域福祉に問題が生じる可能性があるという言い方で、府内で整理をしていくことになりますので、まず課題として整理したいと思います。</p>
鈴木委員	その点について経験上で言うと、親族からも孤立し、無縁の状況の時に、入院などで空き家になり、手続きもわからず、適切に後見人などが付けられなくて、福祉の手が至らず空き家として置いておかざるを得ない状況もあります。そこまで手を回せるかは、難しいところもあると思います。
田島委員	自分の近所に民泊を行っている住居があります。 夜中の騒音などで町内会長が相談に来たりしますが、空き家を民泊にするなら、登録など制度的なものが必要だと思います。
川上委員長	空き家や民泊問題は、この計画にどの程度入れていくのかは、担当課と調整するということでどうでしょうか。 最終的な判断は事務局と私でさせていただいて、まずは担当課の住宅政策の方と事務レベルで協議していただければと思います。 他にはいかがでしょうか。
平田委員	87ページの【第5章】主な取組について、複数課が関わる取組は、課同士が連携して一つの課題にあたるように想像はしますが、縦割りと言われる現状がある中で、府内で横の連携はどのように行われるのか、読み手側が不安になることがあると思います。どこでどのように連携されていくのか、計画の目的を果たすために、このように連携し

	て取り組んでいくというようなことも計画に盛り込まれると非常に安心だと思います。
川上委員長	事務局いかがでしょうか。
事務局 (矢部)	<p>担当課というのは、主に事業を行う課ということで、関係課と連携していくということは大前提ですが、計画上、そのように読み取れてしまうのではないかというご懸念かと思います。</p> <p>例えば、3ページの中で、庁内連携で区分を新たに横断的視点として入れさせていただくか、もしくは53ページの推進体制のところで、内容的に薄い部分もあろうかと思いますので、庁内で横断して連携をしながらという趣旨のものを盛り込ませていただくことで、不安が解消されるのではないかと考えます。</p> <p>どちらかで対応させていただければと思いますが、いかがでしょうか。</p>
平田委員	<p>ありがとうございます。そのような形でいいと思います。</p> <p>それから、3ページの横断的視点のところで、手のマークと草のマークが出てきますが、そのマークがプロットしてあることによって、どのような効果を読み取れるのか、把握できません。</p> <p>横断的視点をここで入れてるというのが、もう少し読み手に分かりやすく伝わればいいと思います。</p> <p>それから、【第1章】、【第2章】と読んでいくと、該当する章がわからなくなってしまうので、可能であれば、ページごとに該当の章を入れていただくと読み易いと思います。</p>
奴田委員	<p>平田委員の言う通り、資料の見方については、検討してもよいと思います。</p> <p>また、私は、老人クラブ連合会の代表として出ていますが、老人福祉法ができる当初は市の担当者が4人いたという記録があります。</p> <p>今は専属の担当者はいません。1人でいいので、みらいふる鎌倉を担当する職員を市に要望したいです。</p> <p>それから、以前も言いましたが、鎌倉市内に一人暮らしの高齢者がかなりいて、民生委員が様子を見に行っても、出てこないケースがあります。近所の高齢者同士で声をかけると意外にカラオケに行ったり、地域の集まりに行っている、という話など、皆さんの地域の状況を教えていただきたいと思います。</p> <p>それから、プライバシーがあるので公表はできませんが、一人暮らしの高齢者に何かあったときに、自助できない人には近所の人が助けに行くというシステムがありますので、市から情報をいただけると有難いと思います。</p>
事務局 (矢部)	<p>62ページの老人クラブへの支援のところで、職員が現状1人もついていないというご指摘ですが、位置づけとしては黒い四角で、関連計画の対象の取組として書かせていただいております。</p> <p>高齢者分野の支援の部分では、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計</p>

	<p>画があります。そちらで高齢者の部分の評価はしていくという建て付けをしております。ご指摘いただいた内容については、担当課の方に引き継ぎさせていただきます。</p> <p>それから、一人暮らしの見守りと声掛け等につきまして、声掛けしてもなかなか出てこないという現状を踏まえまして、【目標1】の中で、緩やかな見守り体制という言葉もありますが、地域で安心して暮らしが活動できるまちづくりの推進を載せております。やはり関係性が希薄になっている中で、どのような地域を作っていくかという観点で計画を策定しているところです。</p> <p>取組として民生委員さんの見守りなどを載せさせていただいておりますが、行政としての取組が十分ではないというご指摘かと思いますので、本計画がある中で、その点を踏まえ、施策を取り組んでいきたいと考えております。</p>
川上委員長	<p>介護予防や健康増進フレイル予防の観点から、みらいふる鎌倉の活動がもっと活性化されるといいと思いますが、なかなか会員数も伸びない状況で、市役所の担当者数も減らされて、逆行しているのではないかというご指摘だったと思います。</p> <p>ぜひ、担当課に繋いでいただきて、体制の在り方もご検討いただければと思います。</p> <p>他の方いかがでしょうか。</p>
千代委員	<p>自治体に対する書き方ですが、自治会に関する記載が、あまり多くないように思います。自治会に未加入の方が多くなってきたので、難しいという捉え方なのでしょうか。</p> <p>皆さんからもお話がありましたように、民生委員が伺っても、断られますが、近所のおじいちゃんおばあちゃんだと話を聞いてくれることもありますので、自治会やご近所に期待するところはあると思います。鎌倉市は、自治会の加入が割と高い方だと思いますので自治会や町内会が福祉において担う役割について、市が期待するところがあれば、具体的に書いていただけるといいと思います。</p>
事務局 (矢部)	<p>30 ページで、自治会町内会等の活動ということで、やはり若年層の方が参加されていない割合が多く、高い年齢の方でも半数近くが参加されていないようです。</p> <p>福祉的な観点で言うと、これらの活動に参加することによって、見守りやつながりという観点が1番大きいと思っております。市全体でいうと、地域活動は、自治会町内会の活動がキーとなって、それにプラスして市の福祉活動や社協さんの活動があると考えております。</p> <p>自治会町内会の加入促進までは現状の福祉計画の中では書き込んでおりませんが、つながり作りとしては、当然そこがベースになると思います。</p>
千代委員	実際には、自治会町内会に福祉の分野をお願いすると、負担が大きいので、逆に入りませんという声も出でます。難しいところですが、

	鎌倉市として、どのように地域のつながりを考えるのか。新しいつながり方も出てきているので、地域のつながりが重要ということを書いていただくといいと思います。自治会だけでなく、老人会や各地域に色々なコミュニティがあるので、そこから人と人とのつながりが出来て、福祉につながるのではないかと思います。そのような観点があつてもいいと思います。
川上委員長	<p>おそらく、このまま傍観していると、自治会町内会はここ 10 年くらいで消滅すると思います。WS の時に聞きましたが、例えば、鎌倉市の町内会長さんで、町内会費を 1 /10 くらいに下げて、防災農園を始めたり、新しいことをやられている方もいらっしゃるそうです。</p> <p>そのような自治会改革もしていかなければいけないと思います。自治会の運営をコンサルできる人がおらず、一方で、市役所がやるとやらせている感が出てしましますし、社協などが寄り添いながらやるといいのではないかと思います。</p> <p>やはり、中からアイディアが出てこないのであれば、相談に乗ったり、改革のお手伝いをするような機関が必要かと思います。</p> <p>仕事を増やすばかりではなく、寄り添える助言者が、町内会自治会に行くことができるよう、担当課がどこになるかわかりませんが、これを機に検討していただき、計画で盛り込める部分があれば取り上げていただきたいと思います。</p>
千代委員	自治会町内会と書いてしまうと、なかなか難しいと思いますが、地域のコミュニティがたくさんできていますので、そのコミュニティを上手く利用してというような書き方ができるといいと思います。
鈴木委員	<p>参加価値、つながりに価値を感じてもらえるようなことを支援することが必要だと思います。参加してもらえるようにというよりは、それが嬉しいことだと感じてもらうことからだと思います。</p> <p>そこを社協や市が伴走しながら、自立していくまでというようなところは、地域福祉計画に関係してくると思います。</p>
事務局 (内藤)	<p>本委員会は、地域福祉の計画を策定して推進していくところに位置づけられていまして、どちらかというと社会福祉の部分を多く取り上げてきました。</p> <p>その中で、地域福祉に向き合っていくというところで、目標の構成も変えて作っているところです。おっしゃる通り、そのような意味での地域福祉と考えると、地域社会がどうあるべきかや地域コミュニティがどうあるべきか、地域の支援団体だけで地域社会を回していくことが、今後の少子高齢化の中で良いのだろうかなど、様々な考え方があると思います。</p> <p>なるべく、大きな視座を持ってまとめていきたいと考えておりますが、まだ福祉分野で大きな縦割りがある状況です。その中で、【第5章】で【目標 1】の(3)は少しそこに踏み込んでいる部分があります。地域社会をどうしていくか、そのために多様な参画者をいかに広げて</p>

	<p>いき、誰もが孤独・孤立に陥らないようにしていくために、課題解決と取組を踏み込んで書いております。</p> <p>64 ページの住民・多様な主体の参画による地域福祉活動と支えあいの仕組みづくりのところで、ここは本来、地域社会をどう作っていくかという地域活動のことを示すところですが、計画の中で、「福祉」という文言を削除しにくく、地域福祉活動と表記をしております。</p> <p>実際に書いている主な取組としては、福祉総務課と地域のつながりやり課に関するものや、この先、部を跨いでやっていく内容が書かれていますが、この現状の課題について、他にもご意見をいただければ載せていくことはできるかなと考えております。</p>
川上委員長	<p>地域のあり方にまで踏み込んだ議論になりましたが、大切なところだと思います。他にはいかがでしょうか。</p>
近藤委員	<p>28 ページの生活保護世帯の推移のところで、「生活困窮に対する取組として社会的孤立といった関係性の貧困」とありますが、何を言っているのかよくわかりません。「関係性の貧困」にかぎ括弧をするとわかりやすいのではないかと思います。皆さんのが読み解けるのであれば、このままでいいと思います。</p> <p>それから、先ほど、平田委員がおっしゃった章立てをインデックスに入れるとわかりやすいという意見に、私も賛成です。</p> <p>また、50 ページの評価システムのところで、評価の必要性が前置きにあってもいいと思います。なぜこの評価システムが必要なのかということを簡単にでも入れていただけると流れが読みやすくなると思います。</p> <p>最後に、この計画に具体的に落とし込むことではないと思いますが、「制度の狭間」という言葉が何度も出てきて、とても大事なところであることはわかるのですが、はっきりと記されていないし、言葉で定義するのは難しいと思いますが、何となく「制度の狭間」と書かれていて、実際にはどういうことなのかわからないと思います。</p> <p>制度の狭間として指摘されていても、2年後3年後にはそこがケアされて狭間ではなくなる可能性もあるし、新たに違うところで狭間が生まれてくるかもしれませんので、そのように流動的なものと書いておくのか、もしくは府内で「制度の狭間」とはどういうことかをもう少しありとなくしておくと、わかりやすくなるのではないかと思います。</p>
川上委員長	<p>かぎ括弧をつけたらどうか、第4章の評価システムがわかりにくい、制度の狭間について等ご意見をいただきました。「制度の狭間」については、用語説明に入れた方がいいのかどうか、検討が必要かと思いますが、事務局の方でご意見ありますか。</p>
事務局 (矢部)	<p>ここで使われている「制度の狭間」の意味合いというのが、高齢・障害・子ども・生活困窮の横ぐしを指していくということを意識していますので、そのような意味で使っているという用語集の説明は入れさせていただきたいと思います。</p>

	福祉分野の言葉として当たり前に使ってしまっていきましたので、そこは分かり易くしたいと思います。
川上委員長	<p>他にはいかがでしょうか。私の方からも2点あります。</p> <p>7ページにこの計画の位置づけの図があり、先ほどの説明で「再犯防止推進計画」や「生活困窮者自立支援計画」や「成年後見制度利用促進計画」、「重層的支援体制整備事業実施計画」の要素を盛り込んでいる計画との事ですが、46、47ページの【第3章】体系図で施策のどれが利用促進計画や再犯防止計画と重なっている部分なのかがわかりにくいと思います。(再)と書いてあるのが、再犯なのか再掲なのかわからないので、何か工夫ができないのかと思います。</p> <p>それから、見せ方の問題で、【第4章】と【第5章】を入れ替えた方が順番的に良くなるのではないかと思います。【第3章】が計画の構成の全体図で、8年間これをやりますと出てきて、その右側に具体的な施策が出て、【第4章】として、具体的な取組の紹介に繋がっていく方がスムーズな流れではないかと思います。【第5章】として評価の話や推進体制の話が出てきて、最後に資料編が入りますので、【第4章】と【第5章】の並びを変えてもいいのではないかと思いますが、皆さんのご意見も踏まえて、検討させていただければと思います。</p> <p>事務局の方でお考えはありますか。</p>
事務局 (矢部)	今回、評価の在り方を変えるというところもあり、前に持ってきてましたが、一般的にわかりにくいというご指摘もその通りかと思いますので、入れ替えるよう検討させていただければと思います。
川上委員長	また、他計画との関連性について、他自治体の計画は見えていないので何とも言えませんが、もう少し見えるといいと思います。その辺りはいかがでしょうか。
事務局 (矢部)	内包する計画については、分かり易くさせていただくことと、主な関連計画ということで、黒四角で表しており、1つにまとまっていますので、分野ごとに分かり易くして、そこを見ればわかるという形にしたいと考えております。
事務局 (内藤)	確認ですが、委員長がおっしゃられた第5章で内包する計画を位置付けてはどうかというところで、例えば65ページの目標②は重層的支援体制整備事業の実施計画を兼ねているということで、その実施計画自体の概要が書かれていますが、そのようなイメージでしょうか。
川上委員長	ここまで書き込むとは思っていませんので、各事業項目なり小見出しのところで、これは再犯防止計画の内容でもあるとわかるといいと思います。
事務局(内藤)	主な取組レベルでもう少し表現が必要だというところですね。承知しました。
川上委員長	他にはいかがでしょうか。
鈴木委員	17ページ以降に何回か出てくる地域生活支援拠点整備事業ですが、事業名としては地域生活支援拠点等整備事業が正しい事業名です。

川上委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ご意見をいただきありがとうございます。本日いただいたご意見については、可能な範囲でパブリックコメントとして公表する素案に反映させる予定です。</p> <p>それでは、素案及びパブリックコメントの実施については、以上とさせていただきます。</p> <p>議事(3)今後の進め方について、これからどのような作業でこの計画づくりを仕上げていくのか、事務局の方から説明をお願いします。</p>
事務局 (内藤)	<p>資料1をご覧ください。まず事務局の今後の作業内容ですが、令和7年12月頭にパブリックコメントを実施する予定でございます。同時に府内意見募集も行ってまいります。</p> <p>続いて、令和8年1月には、パブリックコメントの結果を公表し、令和6年度鎌倉市地域福祉活動計画推進状況報告書案を作成いたします。本委員会は、新たな計画を策定すると同時に、現在の計画の進捗状況を報告して皆様からご意見をいただく場でもございますので、その作業も同時に事務局としては進めてございます。</p> <p>その報告書の案を作成し、2月2日の委員会でご審議をいただこうと考えております。</p> <p>最終的に、ご意見をもとに作成した内容を確定し、3月末には新たな計画および進捗状況報告書を完成させ、公開していくという流れになります。従いまして、来年1月中には府内連絡会で確認をし、2月2日にはまた皆様にお集まりいただきまして、第4回地域福祉推進委員会を開催予定でございます。</p> <p>その際には新たな評価の方法に関する資料もご用意する予定になっております。評価の方法の具体につきましては、状況に応じて8年間で内容が変わっていく可能性もございますので、計画書の中には入らないのですが、府内での運用につながっていくものになります。以上が今後の進め方となります。</p>
川上委員長	<p>今後の進め方について、ご意見ご質問等があればお願いします。</p> <p>次回は2月2日を予定しておいていただきたいと思います。</p> <p>それまでの間に資料が送られたり、メールで確認があると思いますので、適宜ご対応いただければと思います。</p> <p>それでは、(3)の【報告】今後の進め方については以上となります。</p> <p>(4)その他について、事務局から何かありますか。</p>
事務局（内藤）	特にございません。
川上委員長	議事については以上となります。最後になりますが、全体を通して、意見等ありませんでしょうか。
事務局 (内藤)	<p>本日は多くの意見をいただきましてありがとうございました。</p> <p>本日の議事録は、後日行う第4回地域福祉推進委員会で配布いたします。資料としてホームページに掲載する予定です。議事録の公表前に皆様に内容をご確認いただきます。よろしくお願ひいたします。来年</p>

	の2月2日に第4回最後の委員会がございますので、ご予定をお願いいたします。以上です。
川上委員長	それでは、長時間に渡り貴重なご意見を賜りまして、どうもありがとうございました。また次回もよろしくお願いいいたします。それでは、第3回地域福祉計画推進委員会を閉会させていただきます。
	一了一